

公共ふ頭における土砂取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市港湾施設条例（昭和22年11月26日条例第33号。以下「条例」という。）第7条及び川崎市港湾施設条例施行規則（昭和32年11月20日規則第31号。以下「規則」という。）第6条の規定に基づく許可のうち、公共ふ頭における土砂の取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(土砂の定義)

第2条 土砂とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「法律」という。）第2条13及び資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）第7条に定める指定副産物のうち、建設工事に伴い副次的に得られた建設発生土であり、埋立等の用材をいう。

2 公共ふ頭から積出しする土砂は、川崎市内の民間事業から発生した土砂に限る。

(荷さばき地及び物揚場の使用)

第3条 土砂の積出しについては、直積みのも及び荷さばき地での仮蔵地を経由するものを認める。

2 仮蔵地にあたっては、千鳥町北西物揚場背後の荷さばき地を使用するものとする。

3 土砂の積出しをすることができる物揚場は、千鳥町北西物揚場及び末広物揚場に限るものとする。

(土砂の搬入及び積出し許可)

第4条 前条において土砂の搬入及び積出しをしようとする者は、あらかじめ「土壌土質確認調査票」等により事前協議を行わなければならない。また、当該行為の10日前までに別紙様式の「土砂搬入・積出し許可申請書」及び添付書類を提出し、市長の許可を得なければならない。

(許可基準)

第5条 市長は、前条の許可の申請が次に該当すると認める場合は許可しない。

(1) 港湾施設を使用する者が、その使用について必要な免許、許可その他の法令に基づく資格を有しないとき。

(2) 当該申請に係る土砂が、別添「川崎市公共ふ頭における土砂等の安全基準」に適合しないとき。

(3) 当該申請に係る土砂が、搬出先の受入条件に適合しないとき。

(4) その他市長が港湾施設の管理運営上支障があると認めるとき。

(遵守事項)

第6条 土砂の搬入及び積出しをしようとする者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請に係る行為により港湾施設が汚損又は損傷されることのないよう必要な対策を講じること。
- (2) 土砂の積出しに伴う港湾運送について関係団体と調整を図ること。
- (3) その他市長が必要と認めること。
- (4) 前記各項のほか、条例及び規則を遵守すること。

(許可の取消し)

第7条 市長は、次に該当するときは、許可を取消することができる。

- (1) 許可の申請に不正があったとき。
- (2) 条例、規則及びこの要綱に違反したとき。
- (3) 公益上その他市長が必要と認めたとき。

附 則

この要綱は、平成 10 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 10 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 2 日から施行する。